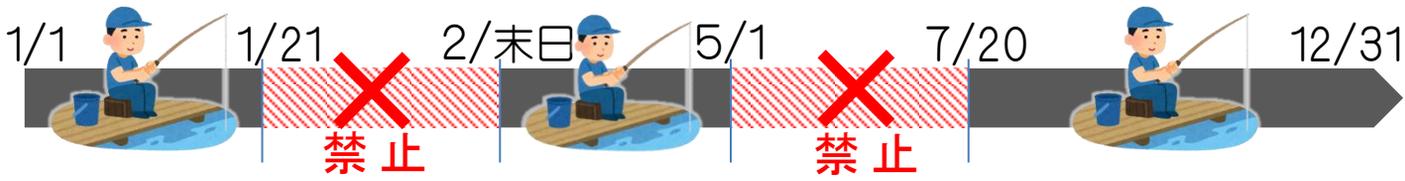
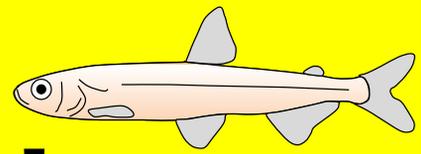


# ワカサギ釣りは 1月20日まで！



霞ヶ浦及び北浦を含む茨城県内では、  
産卵期 **1月21日～2月末日**は  
ワカサギをとってはいけません

(※違反すると6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処される場合があります。)

- 産卵期のワカサギを保護することで、資源を守っています。
- 稚魚期のワカサギを保護するため、5月1日～7月20日も採捕禁止期間です。
- ワカサギ資源を増やすため、地元漁業者による人工ふ化事業が行われています。

## ワカサギの人工ふ化とは？

霞ヶ浦、北浦では、ワカサギ資源を増やす取り組みとして、漁業協同組合が中心となってワカサギの人工ふ化（増殖事業）に取り組んでいます。

特別な許可を得て採捕したワカサギ親魚から卵をとって受精させ、ふ化・放流することで、ワカサギ資源の増殖を図ります。



ワカサギ仔魚（体長約5mm）



食べられる店・買える店  
「味わいマップ」公開中！  
(水産振興協議会HP)



釣りのルール・マナー等の  
情報を発信中！  
(水産事務所HP)



最新情報を  
公式Twitterで  
公開中！



霞ヶ浦漁業協同組合 きたうら広域漁業協同組合  
麻生漁業協同組合 潮来漁業協同組合  
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 ☎ 029-822-7269

**ワカサギ資源保護のためご協力をお願いします。  
ルール・マナーを守って楽しい釣りを！**